

	現 行	改 正	
管理規約第35条(役員) 1項四	理事(理事長、副理事長、会計担当理事)を含む。以下同じ)6名	理事(理事長、副理事長、会計担当理事)を含む。以下同じ)6名以内	2010年度総会 平成23年6月30日 開催第6号議案 同日施行
管理規約第35条(役員) 2項(1)	組合員でかつ居住者であること。	組合員であること(マンションに居住しない区分所有者を含む)。	2010年度総会 平成23年6月30日 開催第6号議案 同日施行
管理規約第35条(役員) 4項	第2項2号の者は理事長、副理事長及び会計担当理事にはなれないものとする。	第2項2号の者及びマンションに居住しない区分所有者は理事長、副理事長及び会計担当理事にはなれないものとする	2010年度総会 平成23年6月30日 開催第6号議案 同日施行
管理規約第60条(管理費等の過不足) 1項	収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度のそれぞれの費用に充当する。	収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充てるほか、総会の決議を経て修繕積立金として積み立てることができる。	2013年度総会 平成26年6月28日 開催第3号議案 同日施行
管理規約第15条(駐車場の使用) 1項	管理組合は、駐車場について、居住する区分所有者及び占有者に駐車使用契約により使用させることができる。	管理組合は、駐車場について、 <u>区分所有者</u> に限り駐車場の使用契約を締結することができ、この使用権は当該区分所有者の貸与を受けた占有者に転貸する場合を除き、 <u>第三者に譲渡または転貸することはできない。</u>	2013年度総会 平成26年6月28日 開催第4号議案 同日施行

	現 行	改 正	
管理規約第15条(管理費等の過不足)の3項	区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、又は占有者が退去若しくはその専有部分を転貸したときは、その区分所有者又は占有者の駐車場使用契約は効力を失う。	区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	2013年度総会 平成26年6月28日 開催第4号議案 同日施行
駐車場使用細則第2条	駐車場については、原則として本物件の居住者又は占有者が所有する車の所有の用に共することに限るものとし、その他の用途に使用してはならないものとする。駐車区画は1住戸につき1区画とする。但し、理事会において別段の定めをすることができる。	駐車場契約者は、本マンション区分所有者に限るものとし、駐車区画は原則1住戸につき1区画とする。但し、空き区画がある場合は、この限りではない。	2013年度総会 平成26年6月28日 開催第4号議案 同日施行
役員選任の運用細則第1条(目的)		管理組合は組合員の共有財産を維持管理し、居住者が快適に暮らせるマンションを構築する必要があります。そのために適任と判断された方を選任することを目的とする。	2014年度臨時総会 平成27年4月11日 開催第2号議案 同日施行
役員選任の運用細則第2条(選任方法)		その時の管理組合役員が適任と判断する方を候補者として管理規約第35条2項のとおり、総会で選任する。	同日施行